

# 船舶事故調査報告書

平成28年7月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年2月8日 17時17分ごろ
発生場所	香川県高松市男木島 <sup>おぎ</sup> 西方沖（備讃瀬戸東航路内） 男木島灯台から真方位260° 5,600m付近 （概位 北緯34° 25.5′ 東経134° 00.0′）
事故の概要	貨物船第三十八住若丸 <sup>すみわか</sup> は、西南西進中、また、漁船明神丸 <sup>みょうじん</sup> は、漂泊中、両船が衝突した。 第三十八住若丸は、左舷船首部外板に擦過傷を生じ、また、明神丸は、船首部に破損等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月25日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 第三十八住若丸、497トン 135134、坂崎海運株式会社 B 漁船 明神丸、4.4トン KA3-17302（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 航海士A、三級（航海） B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 船首部に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1m、潮流 転流時、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	航海士Aは、A船のクレーンにより正船首方に死角を生じていることを知っていたものの、前方には左舷船首方に認めた漁船1隻のみと思い、航行を続けた。 船長Bは、東北東に向首した態勢で漂泊中、周囲にはB船の東方にいる漁船1隻だけであると思い、船尾部で漁獲物の選別作業をしていた。
分析	A船は、航海士Aが、前方には左舷船首方に認めた漁船1隻と思い、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、A船の正船首方で漂泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。 B船は、船長Bが、船尾部で漁獲物の選別作業をしていて、周囲の見張りを行っていなかったことから、航行中のA船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船の航海士Aが船首方の死角を補う見張りを適切に行

	っておらず、また、B船の船長Bが周囲の見張りを行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 常時適切な見張りを行うこと。